

【別表 1】

区分	事業所等の種別	事業所等の概要
障害福祉サービス事業所等	就労継続支援 A 型 ・ B 型 〔障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項〕	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援 〔障害者総合支援法第 5 条第 13 項〕	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護 〔障害者総合支援法第 5 条第 7 項〕	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設 〔障害者総合支援法第 5 条第 11 項〕	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省で定める便宜を供与する事業所（本方針では、就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター 〔障害者総合支援法第 5 条第 25 項〕	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
企業	特例子会社 〔障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項〕	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

【別表 2】

区分	品 目	具体例
物品	食料品・飲料	クッキー、ケーキ、アップルパイなど
	小物雑貨	ハンカチ、手ぬぐい、バスボムなど
役務	清掃業務	清掃、除草作業など